

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	4	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

国庫補助金等交付要綱における間接補助金に係る記載内容の明確化

提案団体

高槻市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省

求める措置の具体的内容

間接補助金として補助を行う事業について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」とされているが、自治体に浸透が図られておらず、国庫補助金等交付要綱に記載することで明確化することを求める。

具体的な支障事例

こども家庭庁所管の母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により、こども食堂運営事業者に補助を行う事務について、従前は都道府県交付金事業を活用していたが、令和3年管理番号 30 の提案事項と同様に、補助事業は3月下旬まで実施される場合があり、事業者からの実績報告の徴取は最速でも3月 31 日になることから、支払行為は銀行振込のため年度内にできず、地方自治法に基づく出納整理期間中としていた。

令和6年度は、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金により実施するところ、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱(以下「当該補助金交付要綱」という。)に明記がないものの、Q&A で年度内に間接補助金の交付完了が必要と示されていることが判明し、やむを得ず市から事業者に対して年度内に概算払で補助金を交付する見込みである。

しかし、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との見解は、Q&A に記載されているだけで、要綱本文には記載されていない。Q&A は、対象経費の具体例など、個別具体的な内容を記載するものと認識しているが、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律に規定される「補助事業等が完了したときは、事業の実績報告をしなければならない」に通ずる「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との内容は、昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡でも示された法上の統一見解であり、国庫補助金等制度のQ&A に掲載する内容ではなく、また過去の事務連絡の周知にとどまるものでもなく、国庫補助金等交付要綱に明確に記載すべき内容であると考えます。

今回は複数の事務担当者の関与により、最終的にはQ&A の内容確認に至り事なきを得たが、Q&A はあくまで要綱の解釈において読み手側の裁量で必要に応じて活用するだけの資料であり、要綱のような必須の資料ではない。したがって、個別具体的な内容確認が不要の場合はQ&A の内容を確認しないケースは大いにあり得る。

このことは、平成 30 年管理番号 65 以降の各提案において、追加共同提案団体も多数あり、連続して同様の提案が上がっていることから分かります。「既存の国庫補助金交付の仕組みが自治体の実情に合ったものではない」ということよりも、間接補助金制度の理解について自治体に浸透が図られていないことが明らかであることを示している。そのため、少なくとも当該補助金交付要綱を含む補助金等交付要綱の記載内容を改め、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」であること等について、Q&A 等の文書ではなく、正式な形で要綱自体に内容を記載することで明確化することが必要ではないか。

なお、当該補助金交付要綱の項番 10 には「・・・必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。」と示されているが、この表現は「できる」規定であることから、主の支払方法は完了(精算)払と認識し得る。しかし、当該補助事業を含め、実際の運用は概算払が大勢を占めている

ることから実態と合っておらず、自治体側が混乱するような表現についても併せて修正すべきである。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

別紙などではなく、交付要綱本体に、市町村の民間団体への補助金交付事務に関する国庫補助金等制度への対応方法や、国庫補助金等交付方法を明確化することで、市町村はこれらを前提とした補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

根拠法令等

昭和 30 年 11 月 17 日財務局長事務連絡「実績に基いて補助金等を交付する場合における精算額解釈について」、母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、宮城県、多賀城市、養父市、奈良県

○国庫補助金等交付方法を明確化することで補助金事務の仕組みを混乱なく進めることができる。

各府省からの第 1 次回答

間接補助事業における補助事業完了の考え方については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）の解釈によるものであり、昭和 30 年 11 月 17 日付け事務連絡も発出されているなど、補助金事務全般に関わる内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではないと考える。ただし、当該考え方について、これまで補助金の交付を受けることが少なかった自治体や、補助金事務を担当したことのない職員に十分に浸透しているとは言い難いのが実情であり、該当事業の Q & A に記載することや自治体向け説明会において解説することで周知を図っているところ。その他の周知方法については今後検討したい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

間接補助金等の交付について、「年度内に間接補助金の交付完了が必要」との解釈は、年度末までの事業期間の確保が必要となる場合などにおいて、間接補助事業者も含めた事業スキームの構築に大きく影響する重要な情報であることから、全ての自治体に対し早期に確実に明示される必要があり、貴省庁の第 1 次回答においても周知の必要性をお示しいただいている。貴省庁回答では、交付要綱への記載について、「補助金事務全般に関する内容であることから、個別事業の交付要綱に記載するものではない」とのことだが、補助金事務全般の解釈に関する内容は、当該補助金事務の前提となる重要な情報であるからこそ交付要綱への明記を求めている。

その上で、昭和 30 年の事務連絡発出から相当の期間が経過しており、自治体側で確認が困難となっているため、「その他の周知」の方法として、改めて自治体宛てで同内容の通知を発出することや、財務省において、本内容を盛り込んだ各省庁に共通の交付要綱の雛形を示すこと等、効果的な方法について検討いただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】
提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

補助金交付要綱は、その通則にも記載のとおり、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び各省庁の補助金等交付規則の規定によるほか、各事業の実施に必要な事項を定めることとしており、同法の解釈である間接補助事業における補助事業完了の考え方については、交付要綱に記載することはできかねる。引き続き、該当事業のQ&Aに記載することや自治体向け説明会において解説することで周知を図りながら、交付申請時の事務連絡にも記載するなど、その他の周知方法について検討したい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	39	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	11_総務

提案事項(事項名)

所得税確定申告書様式の記載事項の見直し

提案団体

大府市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省

求める措置の具体的内容

所得税の確定申告書2表に医療費の金額等の記載欄復活を求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
令和2年分の所得税確定申告書から、支払い医療費等と、保険金などで補填される金額の欄が削除されている。

【支障事例】
住民税の計算上、所得税確定申告書1表の医療費控除の金額をそのまま使用し、税額計算をしている。ただし、後から給与支払報告書が提出される場合や、収入の是正などの所得金額の変更があった場合には、住民税の計算において医療費控除の金額ではなく、元々の医療費の支払金額の把握が必要となる。
医療費控除は所得金額 200 万円以上の場合には、支払医療費が 10 万円超から医療費控除の対象となり、所得金額 200 万円未満の場合には、所得金額の5%を超える分が医療費控除の対象となるため、所得金額 200 万円未満の場合、所得金額が変更されると医療費控除の金額も変更されることとなる。また、紙申告で確定申告している場合は、医療費控除の金額に関する計算間違いなどの誤記が多く、本来の支払い医療費を把握することが困難な場合も多い。

【支障の解決策】
確定申告書に添付する医療費控除の明細書の情報を転記し、支払い医療費等を確定申告書2表に記載できるようにしていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

住民税の医療費控除の金額を正確に把握できない。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

住民税が正確に計算され、信頼性の高い行政運営を行うことができる。

根拠法令等

所得税法、所得税法施行規則

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

ひたちなか市、相模原市、魚沼市、福井市、関市、刈谷市、斑鳩町、熊本市、延岡市

○所得額の変更により医療費の支払額が必要となる。住民税の正確な計算に必要となる。
○当市においても医療費控除の申告は増加の一途で、住民税の賦課計算上大きな負担になっている。所得税確定申告書は必ずしも正確に記載されている訳ではなく、少額給与や年金等の申告漏れにより、住民税計算上は修正が必要なケースが多々あり、所得の修正により医療費控除の正しい計算が困難となるため、支払金額の記載は、住民税の正確な賦課計算において有効と思われる。
○収入の是正などの所得金額に変更があり、医療費控除の適用額が変更になる場合、手計算をして、変更後の所得金額に対する医療費控除適用額を出しており、事務作業が煩雑であると感じている。
○当市では、確定申告書に記載がない所得に関する課税資料（給与支払報告書や年金報告書など）の提出があった場合、それらを合算して所得金額の再計算を行う。その際、元々の総所得金額等が 200 万円以下の場合には確定申告書に記載されている医療費控除額から逆算をして正しい医療費控除額を算出することとなるが、確定申告書の2表に医療費支払額の記載があればその再計算の手間が掛からず、計算誤りを減らすこともできる。そのため、確定申告書2表の医療費支払額記載欄復活を希望する。

各府省からの第1次回答

現在、申告件数の7割超が e-Tax 送信によるものであり、e-Tax 送信された申告書については、申告書のデータのほか医療費の明細書のデータも地方税当局にデータ連携され、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となっている。
一方、書面で申告書が提出された場合、医療費の明細書のデータは地方税当局にデータ連携していないが、令和8年分の申告から、当該明細書のデータも地方税当局にデータ連携するようシステム開発を行っており、e-Tax 送信分と同様、当該明細書のデータから医療費の支払金額等を確認することが可能となる予定である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

各市区町村において、医療費の支払額の確認が多大な負担となっている。医療費の明細書のデータ連携が予定されているとのことで、大変有益なシステム開発で、感謝申し上げます。令和8年分申告からの予定となっているが確実な実現をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

—

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	52	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化

提案団体

福島市

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略及び添付書類の簡素化を求める。

具体的な支障事例

【現行制度】平成 28 年度に創設された当該制度について、特別控除に添付する確認書は、相続した家屋等が存在若しくは存在した市町村が、申請書を確認し押印することとなっている。

【支障事例】申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合が多いこともあり、電話で制度や添付書類の説明を求められることも多い上、電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類等については、死後の時間経過に伴い既に処分されている場合も多いなど、書類のやり取りに時間や労力が掛かり、申請者・市区町村双方の負担になっている。

加えて、申請者から特別控除に該当するか否かの判断まで求められることも多く、その都度、管轄税務署に問い合わせるよう案内している。

また、この確認内容は、申請者(相続人)が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足ると考える。

当該確認事務については、法定受託事務としての性質を有するものと理解しているが、租税特別措置法及び同法施行令において法定受託事務として位置付けた上で行わせるべきものと考えられるがそうした定めがなく、地方自治法第2条第9項第1号に照らすと、この点でも問題があると考えている。

あわせて、当該確認事務のみならず、租税特別措置法に基づいて十分な根拠なく自治体に事務を義務付けている類似の制度については、見直しをされたい。

【支障の解決策】被相続人居住用家屋等確認申請書に係る市区町村の確認を省略し、当該特別控除を受ける申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結できるよう改める。

【参考】

①・1件あたり対応時間:約 30 分+1件あたり相談回数:約2回≒対応時間 60 分×41 件(R6)≒2,460 分
・1件あたり書類処理時間:約 20 分×67 件≒1,340 分
※申請の多くが、確定申告の関心が高まる 11～3月に集中する。

②・相談の多い添付書類「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」→どちらも建築物を除却、或いは被相続人が死亡後、数年経過している場合、処分してしまっていることが多く、相談の中心になっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

特別控除を受ける手続を、市町村の確認を省略し、申請者の居住地を管轄する税務署のみで完結すること、添付書類の簡素化により、申請者の手続に対する利便性が大きく向上する。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条、租税特別措置法施行令第 23 条、租税特別措置法施行規則第 18 条の 2

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

札幌市、花巻市、郡山市、いわき市、ひたちなか市、さいたま市、上尾市、八千代市、川崎市、相模原市、燕市、福井市、飯田市、名古屋市、稲沢市、寝屋川市、斑鳩町、今治市、熊本市、特別区長会

○確定申告の時期に問い合わせが集中し、書類確認や現地確認に時間を要することから、特に2、3月に職員の負担となっている。

（参考：交付件数）

・R6：24 件

・R5：14 件

・R4：23 件

建物の閉鎖事項証明書や土地の登記事項証明書等、公共料金の使用中止日がわかる書類等、提出書類が多く、不備や不足があった場合、関係部署と市役所を何度も往復することになる。

○求められる添付書類が多く、また、ケースによって必要な添付書類が異なる等、確認書発行に要する区の事務負担が多い。区市町村を経由せず、直接税務署に書類を提出することにより、申請者（納税者）及び区双方の負担軽減につながると考え、当該確認事務の廃止を要望する。

○当市においても、制度説明や必要書類の判断まで対応する必要があることから、当該事務に係る事務負担は非常に大きい。本制度について、申請者が税務署に直接確認した場合でも、必ずと言っていいほど回答もせず市に聞くよう言うのみであり、事務負担を増大させている。空き家であったかどうかの確認は書類上で行うため税務署でも対応が可能である。申請者のサービス向上のため税務署で対応すること望む。

○制度が改正されたことに伴い、申請者ごとに個別対応を求められる事案が増加している。

○申請者が遠方に居住する場合や高齢者である場合、電話で制度や添付書類の説明を求められることが多い。Q&A では読み取れない事案もあり、申請者・市町村で税務署や国土交通省などに確認し、特別控除に該当するか否かの判断をしている状況である。特に年明けからは期日が迫るなか、申請件数も多くなり市町村の負担になっている。また、申請者は、確定申告前に市町村確認をし、その後本申請となることから、確定申告を完了するまでにかなりの時間を要することとなっている。この市町村確認の内容は、申請者（相続人）が提出した登記事項証明書や公共料金の領収書など外形的なものであり、市区町村でなければ確認できないものではないため、当該確認事務を廃止し、申請者と管轄税務署にてやり取りすれば足りることからも、申請者への負担軽減のためにも市町村確認を廃止すべきと考える。

○提案の趣旨に賛同する。当市では、制度創設から交付件数が増加傾向にあり、令和6年度の交付件数は平成 28 年度と比して3倍以上となっており、事務負担が多大となっていることから、添付書類や審査の簡素化等見直しをされたい。

○先般、被相続人居住用家屋等確認申請において、事前に管轄税務署に問合せを行っていたにも関わらず、税申告の際に控除利用ができないと判断された事例があった。本件のような事例があれば、住民トラブルの元となるだけでなく、市区町村が発行する確認書の効果が疑問視されることは明白である。また、最終的な判断が税務署でされることが大前提である中で、行政が確認書を発行する意義がわからない。こういったことから、本件について賛同する。

各府省からの第 1 次回答

被相続人居住用家屋等の確認事務については、

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものであること

②相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと

等の理由から、空き家の所在する市区町村において対応することが適切であり、市区町村に過度な事務負担を強いるものではないと判断し、市区町村における対応としているところである。

なお、市区町村の確認事務の軽減の観点では、支障事例で言及されている「電気、水道又はガスの使用中止日が確認できる書類」、「被相続人が老人ホーム等に入所していた場合の書類全般」の確認の意図としては、「相続時から譲渡の時まで事業の用等に供されていたことがないこと」、及び「身体上・精神上の理由により介護を受ける必要がありやむを得ず老人ホーム等に入所したものの完全に生活の拠点を移転したとは言えない場合は当該趣旨に反するものではないこと」を確認することであるため、「空き家の発生を抑制するための特例措置(3,000万円控除)に関する地方公共団体からの質問と国土交通省からの回答集」においても、電気、水道又はガスの使用中止日を確認できる書類として、支払証明書、料金請求書、領収書等を挙げていることや、老人ホーム等に入所していたことを証する書類について、利用料金の領収書や入所していた施設の記録等を認めるなど、状況に応じて代替書類等の提出を認めているところである。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①において、「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様のものである」と回答されているが、特例措置の確認事務は机上のものである一方、本市で実施している空家等の実態調査は、現地にて目視等で確認する調査であり、かつ毎年実施しているものではないことから、これらは根本的に異なる作業である。

また、確認事務には、書類と申請者からの聞き取りによる確認作業が必ずあるが、申請者が遠方である、または高齢者であるなどの場合が多い。

そのため、郵便等により複数回のやり取りが必要になるほか、対面の聞き取りでは1件当たり平均45分程度の時間を要している。こうしたことから、空家等の実態調査と類似しているという認識はない。

②において、「確認事務は外形的な確認である」と回答されているが、公印を押印する以上、制度で求める書類に不備がないか確認することとなり、上記のとおり本人からの聞き取りを含めて時間を要し、負担となっている。加えて、代替書類を求めることでかえって手続が円滑に進まなくなるケースも発生しており、現場実態からすると、代替書類が認められることが事務軽減につながっているとは言い難い。

このような多大な事務負担が生じている実態を踏まえて、当該確認事務を税務署が実施することや、市区町村長の確認を要さないと考えられる添付書類は省略し、税務署への申請時に添付すれば足るとすること等の措置を検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【名古屋市】

本市では全市的な実態把握調査などは実施しておらず、確認書の交付事務は他の空家等対策事務から独立した事務作業となっていることから、申請者の居住地を所轄する税務署でも対応は可能と考えられる。

また、代替書類やヒアリング等で柔軟な対応を可能とすることで当該確認事務が形骸化してしまうおそれもある。確認書の交付に該当する事務を税務署によって実施することで、市町村の空家部署では把握できない相続や居住地等の情報を活用し、より精度の高い確認作業が可能になると考えられる。

【今治市】

①空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の実態調査について、当市ではある一定時期に空き家と思われる家屋を判別しているにとどまること、定期的な確認事務ではない(今後行う見込みがない)ことから、被相続人居住用家屋等の確認事務とは全く性格が異なる。

②支障事例から判断して、市区町村は相当の事務負担を強いられていることは明らかである。

以上①②より、国と市区町村との見解に大きな乖離があるものと感じている。

③「相続人が提出した書面等による外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではないこと」から、税務署においても問題なく確認ができることは明らかである。

④市区町村の負担を考えれば、管轄税務署と役所の行き来の負担が生ずる。

⑤税に関する最終決定機関は税務署であり、市区町村から税務署に確認を行いながら確認書を発行する意義が不明である。

上記より、市区町村及び国民の負担軽減、適切な税の事務執行において、本措置の提案を行うものである。

【特別区長会】

空家等対策の推進に関する特別措置法に基づく空家等の確認事務としては、道路からの外観調査を基本に、必要であれば登記簿謄本、戸籍、住民票、固定資産税情報による所有者調査をするという流れが一般的である。

①売買契約書による譲渡日の確認や電気・ガス・水道の閉栓証明書、不動産売買広告による空家確認、施設

入所時の契約書や要介護認定の確認、老人ホームの外泊記録など、市区町村の空家等の確認事務にはない作業が被相続人居住用家屋等の確認事務の主な内容である。

②事務負担の内容としては、相続人が提出した書面等による外形的な確認業務のみならず、相続人が提出書面を揃えるまでの、制度や添付書類に対する質疑対応、個別事情に応じた特別控除に該当するか否かについての問い合わせ対応に多くの時間を割いている実態がある。

以上のことから「空家等対策の推進に関する特別措置法に基づいて空家等の実態調査を行っている市区町村における空家等の確認事務とほぼ同様」「市区町村に過度な事務負担を強いるものではない」と判断されていることについて、提案の趣旨が正確に理解されていないと思われる。

求める措置の具体的内容としては、「被相続人居住用家屋等確認申請書における市町村の確認の省略」とする。外形的な確認業務であることから税務署での審査とすることで、相続人が申請先や質問先を混同することがなくなる、相談については既存の確定申告相談窓口を集約される等のメリットがある。

高齢者のみ世帯がこれから相続を迎え、ますます申請数増加が予想されることから、市区町村で確定申告業務の一環を担うことにより、季節的に本来の空家等対策業務が滞る事態の回避を希望する。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

第1次ヒアリングにおいて、「空家等の実態調査と本確認事務とで実施する内容は確かに異なるものの、政策の方向性が同様であるため市町村が実施することが適当」との回答であったが、本確認事務は形式的な書類のチェックであるにとどまり、かつ、税制特例の適否に関わるものであるところ、市町村が行うべきである理由にはならないものと思料する。また、本確認事務について、第1次ヒアリングにおいては「税務署において空き家であることを確認することは困難」との主張であったが、第1次回答においては「外形的な確認であり、真偽についての証明を求めるものではない」と説明されており、所管税務署ではなく市区町村が実施する必要性が不明瞭である。実際に、本確認事務において、市町村の確認を受けた後に税務署にて不認可となった事例も確認されている。

そのため、最終判断者である税務署で確認するのが合理的と考えるが、このことに対しての見解如何。

なお、市町村において実施している、空き家の発生を抑制するための特例措置に係る被相続人居住用家屋等の確認事務（以下「本確認事務」という。）は、法律又は政令の明確な根拠なく省令で実施を課されているものであり、地方自治法で規定する法定受託事務の趣旨に反すると考えている。提案団体も同様の疑義があるようだが、この点について見解如何。

各府省からの第2次回答

本特例の適用要件を満たすことについては、納税者がそれを証明する必要がある、確定申告書に一定の書類を添付することでその証明を行うという制度設計としているところ、本特例の適用対象となる「空き家」に該当するかどうか（具体的には「相続の開始の時から譲渡の時まで事業の用、貸付けの用又は居住の用に供されていたことがないこと」や「老人ホームへの入所の時から相続の開始の直前まで、物品の保管その他の用に供されていたこと」等の要件を満たすかどうか）の証明については、例えば、被相続人の内縁関係のある者が住んでいる場合や相続人の知らない者に賃貸している場合も想定され、納税者が自ら提出する書面だけで証明することはできないと考えており、そのため、公的機関である市区町村が当該要件を満たしていることを確認した旨を証する書類を発行し、それを確定申告書に添付することで納税者が当該要件を満たすことを証明するという仕組みとしている。こうした確認にあたっては、空き家への出入りの有無や電気・ガス・水道の使用状況等の確認のほか、周辺への聞き取り等を通じて実態に即して確認する必要があると考えられるところ、これらは、空家特措法第9条第1項に基づく調査の一環として市区町村が行うことが可能であり、空家特措法第4条において市区町村には空家等の対策の実施等にかかる努力義務が課されていること、本特例の目的でもある「空き家の発生の未然防止」は健全な地方行政に資するものであり、市区町村が自主的に実施すべきものであること等から、総務省等の関係省庁とも調整の上で、法定受託事務ではなく自治事務として、市区町村が実施することとして本特例が措置されたものである。

本確認事務については、申請者から提出される書類のほか、空家特措法に基づく空家等に関するデータベース、必要に応じたヒアリング、周辺への聞き取りや実地での調査等を通じた確認などにより行うこととしており、書類の確認のみで確認書交付が行えない場合には市区町村において属地的に対応いただく必要

があるとともに、仮に一切の実態調査を行わず書面により当該確認書発行事務を実施している市区町村があるとしても、それは、確認書発行事務の趣旨目的に照らし、当該市区町村の知見等に基づき「空き家に該当する」といった判断をされているものであると考えている。こうした点から、本特例の適用対象となる「空き家」に密接に関わる公的機関である市区町村において本確認事務を担うのが最も適当であるとともに、納税者が本特例の適用要件を満たすことを証明できるようにするためには、今後も市区町村が確認を行う必要があるものと考えている。

その上で、本件提案を受けて、市区町村における確認事務の負担が大きいという点について改善の余地がないかという点や、市区町村の負担軽減につながる方策については、引き続き、検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	77	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

年金関係機関において情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認すること及びマイナンバー情報連携における年金関係情報の更新を早期に行うこと

提案団体

松江市

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、デジタル庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

児童扶養手当受給者が障害年金等の公的年金を遡及して受給した場合、併給が認められない部分については遡って手当を返還させる必要がある。これについて、以下を求める。
○年金関係機関において、情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することとし、該当者に対して自治体へ届出をするよう案内すること。
○年金関係情報をマイナンバー情報連携で取得する場合に、最新の情報が取得できるよう情報の更新を早期に行うこと。

具体的な支障事例

公的年金の遡及受給が原因で発生した児童扶養手当返還金は、令和6年度のみで9件(約 163 万円)あり、滞納繰越分も合わせると未返還額は 400 万円以上にのぼる。中には1人あたりの返還額が 100 万円以上となるケースもあり、経済的困窮世帯の多い児童扶養手当受給者からの回収は非常に困難となっている。
申請者・受給資格者への説明や聞き取りにより、速やかな届出を周知しているが、制度が複雑な上に障がい者など理解が難しい受給者も多く、毎年一定数の返還金が生じており、職員の事務負担も大きい。
マイナンバー情報連携による年金関係情報取得により返還金を最小限に止めるよう努めているが、年金関係機関により更新情報が中間サーバーへ副本登録されるまで一定期間のタイムラグがあり、最新の情報を取得出来ず、返還金が生じるケースがある。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

児童扶養手当受給者は低所得者であり、一度受給した手当を返還することに対し、経済的・心理的負担から抵抗や苦情が多い。
また、年金受給を理由に児童扶養手当が支給停止や一部支給となる仕組みを理解できず、クレームも多くなっている。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

年金関係機関においても情報連携により児童扶養手当の受給情報を確認するようにすることで、新たに年金を支給する場合に児童扶養手当を受給していれば自治体への届出が必要な旨を案内でき、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。
また、年金関係機関における情報連携システムによる年金関係情報を早期に登録することで、直近の受給情報を取得しやすくなり、児童扶養手当の返還金発生リスクが減少する。

根拠法令等

児童扶養手当法第3条及び第13条の2
児童扶養手当法施行令第6条の3及び4

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、仙台市、多賀城市、館林市、佐倉市、相模原市、富士市、豊田市、豊中市、寝屋川市、羽曳野市、養父市、高松市、春日市、大村市、熊本市、特別区長会

○年金が遡って支給されていることが後から発覚し、過誤払い分の手当を返還してもらおう事案が多発している。令和6年度だけでも、3件（総額 395 万円）発生している。年金申請から認定まで時間がかかるため、申請された時点で情報をつかんでいると、差し止め等の対策ができると考える。

○当市でも公的年金の遡及による児童扶養手当返還金は毎年発生しており、令和6年度においては10件（約150万円）の返還が発生している。一括での返還が難しい受給者も多く、滞納繰越となって返還期間が複数年にわたることもあり、職員の事務負担も大きい。申請者・受給者に対して、新規申請時や現況時において説明および速やかな届出の必要性を周知しているが、返還金が発生した受給者の中からは、年金と手当の併給についての認識があまりなかったという話もあり、年金関係機関において自治体への届出を促すことで返還金発生リスクの減少が期待される。またマイナンバー情報連携による年金関係情報の取得についても、登録されている情報の反映までに一定期間のタイムラグがあることにより、返還金が生じたり、手当の支払事務に支障があったりするため、連携システムへの早期の情報更新・反映についても依頼したい。

○①児童扶養手当の申請者・受給者に関して年金の受給資格を有する可能性がある対象者については同意を得た上でマイナンバー情報連携にて定期的に情報連携を行っているが、遡及受給等にて返還金が発生することが多く、返還方法についてはトラブルになることが多い。経済的困窮世帯がより困窮してしまうような返還金請求を回避するためにも、年金の遡及受給（もしくは受給者による届け出漏れ）等で児童扶養手当に返還金が発生する際には、年金支給額より相殺の上、残額を支給することとし、経済的困窮者に返還金請求を行うような事態を避けるような取り扱いが必要と思われる。

②経済的に困窮しているために年金受給分は全て収入の増加と考える世帯も多く、児童扶養手当との調整となることを知らなかったと申し出る事例も多い。誤解や認識の齟齬によるトラブルを回避するために、年金関係機関において、児童扶養手当受給資格の情報連携を行い、受給資格者と判明した際には、年金申請の必要書類として、自治体に届出済の書類を追加で求め、必ず自治体での相談を実施し、年金と児童扶養手当額の調整について自治体にて説明を受け、制度理解・合意の上で年金申請を行うといった取り扱いが必要と思われる。

③年金証書が発行され、郵送受理したと相談をいただくもマイナンバー情報連携をした際には、年金受給情報が反映されておらず、受給情報がない場合もある。受理した年金証書等を紛失し、年金受給は決定したとの申し出があるが、自治体へ年金受給の情報を届出できないために、マイナンバーの情報連携を待つ事例等もあり、経済的困窮世帯においては振込が遅れることに関する問い合わせ等も多い。年金関係機関においては年金の振込が行われてから中間サーバーへ副本登録するのではなく、受給者へ通知を行った際には、通知内容から登録を行う取り扱いが必要と思われる。

○当市においても、年金受給者への手当の過払いによる昨年度の新規債権発生が約30件あり、570万円ほどの債権がある。

○当市でも、遡及受給による過払いとなるケースが見られ、返還を求めているものの、完納に至っていないケースが多数ある。また、過払い額が数十万円でも月3,000円程度の返還に留まる受給者も多数おり、過払い額をすべて回収することが難しい状況にある。

○当市においても同様の事例があり、提案が実現することにより手当を返納額が減少することが見込まれる。

○当市においても、公的年金の遡及認定による返納金が令和6年度に10件発生しており、債権回収等に苦労している。

○情報連携における年金関係情報の更新が遅いため、少なくとも5月定期は過払いが発生する。それに伴い、市民への連絡や支払調整等の事務処理の増加、過払い額返還が必要になることで市民の苦情に繋がっている。毎年、申請者、受給者に対し年金受給に際しての説明を丁寧に行っているが、理解が難しい受給者も多く、経済的な不安などから、苦情も多くその対応に謀殺されることも多々ある。理解を得られない方においては、返還金発生リスクが高く、また、その後も滞納となるケースも発生している。

各府省からの第1次回答

【求める措置1】

障害基礎年金の請求に関して、公的年金と児童扶養手当との併給調整が必要となる可能性があるため、請求者に対しては、市区町村役場にて手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めている。年金実施機関としても、児童扶養手当の返納が極力生じないよう取組を行っているところです。

なお、マイナンバー情報連携を用いて年金実施機関が閲覧することができる情報は、法令に定められた範囲を超えて利用されることがないよう、その管理の適正を確保することという基本理念から、「厚生年金保険法による年金である保険給付若しくは一時金の支給又は保険料その他徴収金の徴収に関する事務」に必要な情報に限定されております。（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第3条、第9条、第19条、別表）

公的年金と児童扶養手当との併給調整では、制度上、調整を行うのは、公的年金額ではなく、児童扶養手当額であるところです。（児童扶養手当法第13条の2）

したがって、年金実施機関において、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務には該当しないため、マイナンバー情報連携によって、年金実施機関が閲覧することができる利用範囲の情報には該当しないところです。

【求める措置2】

マイナンバー情報連携に一定期間差が生じているご指摘ですが、特に障害年金は、身体又は精神に相当程度の障害の状態にあり、かつ、その状態が長期にわたって存在する場合に支給される給付です。そのため、障害年金の受給権は「障害認定日」から発生することとされ、具体的には初診日から1年6月後又は1年6月以内にその症状が安定し、長期にわたってその疾病の固定性が医学的に認められ、医療効果が期待し得ない状態に至った日などとされています。一般的に、障害年金請求者は障害認定日より後に年金請求を行うため、障害年金は、結果として、年金の受給権発生日である障害認定日に遡って裁定し、遡って年金を支払うこととなります。このような背景から受給権発生日から実際の年金支払い開始日との間には一定期間差が生じることとなっております。

その上で、マイナンバー情報連携において最新の情報が取得できるよう、引き続き、年金裁定後は速やかな中間サーバーへの副本登録に努めてまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

【求める措置1】

制度上、併給調整を行うのは公的年金額ではなく児童扶養手当額であるというならば、円滑・確実に調整が行えるような仕組みが構築されるべきである。

現行法上、マイナンバー情報連携により児童扶養手当受給資格情報を確認することは、厚生年金保険法にかかる年金の支給等に関する事務に該当しないことは承知しているが、追加共同提案団体の支障事例にもあるように、児童扶養手当の返還が発生することによる年金請求者の経済的・心理的負担と自治体職員の事務負担は大きく、その軽減を図る観点から、児童扶養手当受給者情報を年金実施機関がマイナンバー情報連携により閲覧できるようにするなど、法令の改正を含め、制度見直しの検討を引き続きお願いしたい。

また、年金関係機関において年金請求者に対し市町村役場での手続きを行う必要がある旨の説明や確認書の提出を求めているという取組に関しては、「説明されていない」「説明されたかもしれないがよく分からない」という声が多数ある。チラシ等を配布するだけでなく、分かりやすい説明が徹底されるよう、改めて通知発出等による周知をお願いしたい。

【求める措置2】

年金関係機関において、年金の振込が行われるより前に副本登録を行う取扱いとすることを検討いただきたい。また、第1次回答では障害年金にのみ言及されているが、遺族年金や老齢年金等の年金についても副本登録のタイミングを早める仕組みを構築していただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、情報漏洩のリスクに十分配慮しつつ、本提案の実現に

向けて特に積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【求める措置1】

マイナンバー情報連携により年金実施機関が児童扶養手当受給資格情報を取得できるようにすることについては、厚生年金等と児童扶養手当の併給調整に関する整理上、一次回答でお答えしたとおり現行の法規定では困難であると考えている。法的措置を直ちに行うことは想定していないが、併給調整の周知については引き続き適切な方法を関係省庁間で検討してまいりたい。

【求める措置2】

年金支給情報の副本登録には入力・確認処理、更新処理等一定の事務処理期間が必要となる。

年金の振込と副本登録については連動しているものではなく、当該事務処理期間との兼ね合いで、副本登録のタイミングが結果的に年金の振込より後になっている。

障害年金に係る一次回答と同様、遺族年金及び老齢年金についても引き続き速やかに登録してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	90	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

官庁会計システム「ADAMS II」の機能改善

提案団体

岡山県、福島県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省

財務省

求める措置の具体的内容

官庁会計システム「ADAMS II」について

- ①システムの自動ログアウトの撤廃及び入力可能時間の延長を求める。
- ②「送信」ボタンの表記を「次へ」「確認画面へ」「登録」「申請」等といった操作場面に応じた適切な文言となるよう修正を求める。
- ③翌債承認申請において、「翌債承認要求情報登録事項詳細」の入力は、一覧表の形式で管内市町村の入力を行えるよう求める。
- ④債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は、一括して変更できるよう求める。

具体的な支障事例

国の法定受託事務として、官庁会計システム「ADAMS II」を使用し、管内市町村に対して国交付金の支出負担行為、支出決定決議、翌債承認申請等の事務を行っているが、当該システムに操作しづらい点、非効率な点等があるため、改善を求めるもの。

- ①について、ADAMS II では一定時間入力等の操作がなされなければ、自動的にログアウトとなる仕様になっている。入力担当者において、急な来客対応や電話対応などでシステムの操作ができなければ、最初から入力し直すこととなるため、非効率である。そのため、一定時間操作がない場合でも、ログアウトとなる設定について、撤廃を求める。また、管内市町村のシステム入力には、まとまった入力時間が必要となるが、入力可能時間は8時45分から18時まで(3・4月は8時45分から19時まで)に限られているため、来客や電話対応がある中でも、優先的に作業せざるを得ない。ワーク・ライフ・バランス推進のために、早出遅出勤務など柔軟な働き方が求められている観点からも、入力可能時間を延長することで支障が解消すると考える。
- ②システム上、「送信」ボタンで文言が統一されているが、「送信」という文言と作業内容が一致しておらず、直感的に作業が行いづらい。操作場面に応じた適切な文言に修正することで、入力作業を確実に効率的に行えると考える。
- ③について、管内市町村1団体毎に入力する仕様になっているが、現状では管内市町村のうち、どの団体までの入力が完了しているのか、別画面に遷移しなければ確認できない。一覧表形式で入力が行えると別画面に遷移しながら確認する行程が減り、効率的である。
- ④について、負担行為額の増減があった場合には、1債主ごとに支出負担行為変更増減決議を行っているが、債主と金額が異なるのみで、他の情報は同一であるため、1件ずつ負担行為額の増減入力を行う作業は非常に効率が悪い。債主内訳書付の支出負担行為変更増減決議を可能とすることで、支障が解決すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

- ①では、作業時間の制限が廃止または緩和されるため、作業の効率化が図られる。
- ②文言の適正化が図られることで、入力誤りや作業ミスが減少し、確実に効率的に入力を進めることができる。
- ③管内市町村の状況を一覧の状態を確認しつつ入力が行えるため、入力作業が効率化される。
- ④1件ずつ入力する手間が省けるため、作業の効率化につながる。

根拠法令等

予算決算及び会計令第 140 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

栃木県、埼玉県、長野県、和歌山県、高知県、宮崎県

- ADAMSⅡの入力時間に関して、繁忙期の日中は電話対応等の業務があるため、入力業務は時間外に及ぶ。そのため、入力可能時間の延長に賛同する。
- ②「送信」ボタンの表記については、作業上わかりづらいと感じている。
- ③翌債承認申請については各事業課で事務処理を行っている。団体ごとに入力する仕様は非効率であると感じている。
- ④支出負担行為についても各事業課での事務処理となる。これについても、支出負担行為変更増減の際、複数債主を伴うものは一件ずつ決議書を作成して、やはり非効率であると感じる。
- 厚生労働省は、平成 16 年 3 月 16 日付、厚生労働大臣官房会計課監査指導室指導班企画係長事務連絡「債主コードの登録について」にて、所管の補助金等の交付決定に係る債主登録について、「08 債主名(カナ)」と「09 債主名(漢字)」は同一である必要があるとし、現在も同様の取扱いをしているが、ADAMSⅡでは、「08 債主名(カナ)」は支払方法が振込の場合は口座名義人名称を入力しなければならない。これにより、厚生労働省起票の支出負担行為決議書では、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっていないため、事務委任を受けた都道府県等は、支出決定決議書を起票する際に、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっている債主コードに変更しなければならず、負担が生じている。（令和 5 年度当県実績約 2,000 件）
- ①ADAMSⅡでの入力可能時間が 8 時 45 分から 18 時までに限られているため、時差勤務を行っている職員の作業可能時間が短くなってしまっている。また、帳票作成依頼及び CSV データ取得依頼については、17 時までに限られているため、17 時以降に ADAMSⅡに入力した内容について、当日中に帳票や CSV にて確認ができなくなってしまっている。
- ④負担行為の増減については、1 債主ごとに入力を行うこと自体の作業効率も悪いが、その案件の決裁についても、1 債主ごとに行わなくてはならないため、入力担当者だけではなく、決裁ルートに入っている職員全員の作業効率が悪くなってしまっていると考える。

各府省からの第 1 次回答

提案いただいた内容に関し、以下のとおり回答いたします。

- ①官庁会計システムにおける自動ログアウトに関しては、セキュリティの観点から設定している他、全国の官署で非常に多くの方が利用している官庁会計システムにおいて、自動ログアウトを設定しない場合、システム上のメモリ容量を消費し、利用者様への操作に影響が及ぶことが懸念されることから設定しております。今回の御提案内容を踏まえ、今後、セキュリティ面の懸念やメモリ容量の検証を行い、実現の可否を含め、対応を検討してまいります。

また、入力可能時間の延長に関して、官庁会計システムではオンライン終了後に翌営業日のオンライン開始に向けた夜間バッチ処理（日本銀行へ連携する支払情報等の整理・作成処理等）を行っております。この夜間バッチ処理に多くの時間を要しており、トラブルが生じますと翌営業日のオンライン開始に影響が生じます。利用者様からの延長要望とこうしたシステム上の制約を踏まえて検討した結果、官庁会計システムの前回システム更改（令和 4 年 1 月）において、繁忙期にあたる 3 月及び 4 月の入力可能時間を 19 時まで延長する見直しを図ったところであり、これ以上の延長は安定運用に支障をきたす恐れがあるため困難です。なお、オンライン時間外

(オフライン時間帯)に業務データを事前に作成するタンキング機能もございますので、こちらの活用もご検討ください。

参考:ADAMSⅡ 電子マニュアル 1-5-3 タンキング

②「送信」ボタンの表記に関しては、現状の表記でも官庁会計システムのサーバに入力内容のデータを送信しているという点では誤りではございません。御提案いただいた内容は、官庁会計システムのほぼ全画面に影響するなど、その影響は広範囲にわたります。仮に修正する場合は、多くの投資を要することとなり、費用対効果や他の機能追加案件との優先順位等を踏まえると、直ちに対応することは困難です。ご理解いただきますようお願いいたします。

③翌債承認要求情報登録事項詳細の入力に関して、一覧表の形式で入力を行いたいということであれば、官庁会計システムの現有機能である「翌債承認要求書タンキング雛形データ」を活用することで対応可能かと思われます。こちらの利用をご検討ください。

参考:ADAMSⅡ 電子マニュアル 3-2-15-1 タンキング雛形データ作成依頼

④支出負担行為の変更増減に係る決議入力に関して、その決議数が多い場合は、官庁会計システムの現有機能ではオフライン時のタンキング業務もご活用いただくことで利用者様の作業効率化に資すると考えておりますが、御提案いただいた債主内訳書付支出負担行為を行ったものについて、負担行為額の増減を行う場合は一括して変更したい点については、実現の可否を含め、対応を検討してまいります。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

①官庁会計システムの自動ログアウトについて、設定時間が短いことにより、自治体側の業務効率を著しく損ない、現場に多大な負担を強いている。セキュリティ面やメモリ容量については理解したが、ADAMSⅡ上の業務が煩雑である上、日常的に入力するものでないため、相当の時間を要する。

入力可能時間について、繁忙期の延長に感謝申し上げる。しかし、現場では、他業務と調整をして入力時間の確保に努めているものの、突然の来客や電話対応など、優先して対応すべき事案が発生することも多く、現場の努力だけでは難しいのが実情。例えば、ユーザーの意見を聴取した上で、入力可能時間の開始・終了を1時間後ろ倒しにするなどの対応が可能であれば、フレックスタイム制や在宅勤務など多様な働き方によるメリットにもつながるのではないかと。

タンキング機能について確認し、仮入力を試みたが、オフラインで利用する場合、入力できない項目があり、使い勝手が悪い。また、タンキング機能を使用するにはオンラインでの設定が必要である点も課題。さらに、マニュアルに具体的な操作方法について十分な記載がなく、非常に分かりづらい。詳細な手順書や具体例があれば、利用も進むのではないかと。

②「送信」ボタンの表記が誤りではないことは理解したが、ユーザーに分かりやすい表記にすることは、ミス防止や効率化に大きく寄与する。影響範囲や費用対効果も理解するが、十分な効果が期待できると考える。

例えば、翌債承認の手続きにおいて、誤って一度送信してしまうと差し戻しに手間がかかるケースがある。具体的には、都道府県側が財務局から許可を得ていない状況で、翌債承認申請を別の作業のための「送信」と勘違いして官庁会計システムのサーバへ送信してしまうと、国側で差し戻し作業が必要になる場合がある。このような互いに非効率な状況を避けるためにも、表記の変更は有効な改善策の一つと考える。

③官庁会計システムの「翌債承認要求書タンキング雛形データ」機能について拝見し、仮入力を試みたが、入力データが送付されずに保存される点は理解できたものの、官署コードなど必要な項目がすべて入力できないため、逆に作業負担が増える。

また、電子マニュアルには機能の概要のみで、具体的な操作方法について十分な説明がないため、非常に分かりづらい。詳細な手順書や具体例があれば、利用も進むのではないかと。

④一括での変更については、業務効率化の観点から非常に重要。実現に向けた具体的な検討を進めていただき、早期の対応をお願いしたい。

セキュリティや費用等の課題があることは承知しているが、自治体側の現状を把握の上ご検討いただきたい。また、進捗状況や実現可能性について定期的に情報を共有いただけると、自治体側での試行やフィードバック等、協力も可能となるため、是非前向きにご検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【宮崎県】

支障事例に記載した「○厚生労働省は、平成16年3月16日付、厚生労働大臣官房会計課監査指導室指導班企画係長事務連絡「債主コードの登録について」にて、所管の補助金等の交付決定に係る債主登録について、「08 債主名(カナ)」と「09 債主名(漢字)」は同一である必要があるとし、現在も同様の取扱いをしているが、ADAMSⅡでは、「08 債主名(カナ)」は支払方法が振込の場合は口座名義人名称を入力しなければならない。こ

れにより、厚生労働省起票の支出負担行為決議書では、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっていないため、事務委任を受けた都道府県等は、支出決定決議書を起票する際に、「08 債主名(カナ)」が口座名義人名称となっている債主コードに変更しなければならず、負担が生じている。(令和5年度当県実績約 2,000 件)」について、本件に対する回答欄(各府省)の回答が見当たらない。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

①官庁会計システムの自動ログアウトについては、セキュリティ面の懸念やメモリ容量の検証を行っているところです。本検証等を踏まえ、実現可否について令和7年度中に結論を得るように致します。その結果に基づいて、必要な措置を講じます。

入力可能時間の延長については、前回ご回答させていただいたとおり、これ以上の延長は会計事務を扱う官庁会計システムの安定的な稼働を確保することが困難となり、重大な会計トラブルを引き起こす原因となりますので、何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

②利用者様にとって分かりやすい表記にすることで、ミス防止や作業の効率化に繋がるという点は理解しております。一方、前回の回答の繰り返しになってしまいますが、影響が広範囲にわたることで、システムだけでなく電子マニュアルやeラーニング、研修テキスト等にも影響が生じます。本件については、御提案を踏まえ、将来的に官庁会計システムを刷新するタイミング等で必要な措置を講ずることとし、引き続き、検討を進めてまいります。

③「翌債承認要求書タンキング雛形データ」において、官署コードは必須の入力項目となっております。官署コードを含む翌債承認要求情報の登録について、詳細事項を登録することができますので、再度ご確認くださいませようをお願いいたします。なお、今回いただいたご見解の内容を踏まえますと、翌債承認要求情報登録事項詳細の入力における繰越事項名称の入力において、一覧表形式で入力を行いたいのではないかと推察いたしました。この場合においても、「翌債承認要求書タンキング雛形データ」において、行追加を行うことで対応可能です(雛形データ(CSV ファイル)の31行目に本件に係る記載がございます)。繰越事項名称の入力以外でお困りということであれば、具体的な入力内容等について、ご教示いただければと思います。

※ご参考までに、「翌債承認要求書タンキング雛形データ」のサンプルを添付させていただきます。

なお、業務補助資料として「繰越事務にかかるタンキング登録(ADAMSⅡ操作説明)」も官庁会計システムトップページに掲載しておりますので、こちらも併せてご活用ください。

【掲載場所】

官庁会計システムトップページ

→ ◆ADAMSⅡ操作関連

→ ○業務補助資料

→ 1. 業務補助資料 (3)歳出業務 ○繰越事務にかかるタンキング登録(ADAMSⅡ操作説明)

また、タンキング機能は「ADAMS 事務効率化のため、オンライン時間外でも事務準備を進められるようにすること」を目的として設計しているため、オンライン機能とオフライン機能(タンキング)の差がないように設計しておりません。第1次回答でもお示しさせていただいたとおり、官庁会計システムではオンライン終了後に翌営業日のオンライン開始に向けた夜間バッチ処理(日本銀行へ連携する支払情報等の整理・作成処理等)を行っております。この処理を行うため、官署コード等の検索といったオンライン業務の一部を制限させていただいておりますが、当該処理は支払いのための大変重要な処理であることご理解いただければと思います。

④御提案を踏まえ、今後、システム改修を行うことによる影響調査等を実施し、実現可否について令和7年度中に結論を得るように致します。その結果に基づいて、必要な措置を講じます。

【宮崎県からの支障事例に対する回答】

当該事務連絡は、漢字記載とカナ記載の同一性を確保するという、基本的な観点から対応をお願いしているものです。

事務効率化の観点からご提案をいただいているものと承知していますが、各都道府県においてご見解が異なる場合も想定されるため、直ちに対応案をお示しすることは困難です。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	140	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

障害者控除認定事務に係る事例の共有

提案団体

燕市

制度の所管・関係府省

総務省、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者控除に係る、精神又は身体に障害のある年齢六十五歳以上の者で、その障害の程度が知的障害者又は身体障害者に準ずるものの認定(以下、「障害者控除認定」という。)について、市町村における円滑かつ効率的な認定事務の支援として、マニュアルや事例集等で、認定実例や事務負担・市民の申請負担の軽減に向けた取組事例など、認定事務の事例を広く共有いただくこと。

具体的な支障事例

障害者控除認定の判定にあたっては、多くの自治体が要介護認定に要した調査票や主治医意見書を用いているが、そのどちらを重視するか等の認定基準は自治体により異なる。また、介護認定調査に係る情報に基づいた認定にあたっては介護保険システムと障害者控除事務をシステム連携するなど、事務の効率化を図ることにより市民の来庁不要で認定書を発行している自治体もあれば、市民の申請主義としている自治体もある。以上のように、障害が同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

県内 A 市と当市の障害者控除認定基準を比較した場合、両市ともに、要介護認定調査項目の「障害高齢者の日常生活自立度」は要件となっている一方で、A 市では要介護度1以上も要件となっているなど、障害者控除認定基準は自治体によって異なっている。
また、当市では、障害者控除認定事務と介護保険システムを連携するなど、要介護認定調査の状況等を勘案して効率的に障害者控除対象者の抽出を行うほか、来庁不要で障害者控除認定書を発行しているが、そうした事務連携が行えてない自治体においては、市民の来庁による申請や個別の認定審査等を行うなど、市民・自治体双方に負担が生じている。
障害者控除認定に際し、多くの自治体が要介護認定調査に要した情報を参考にしている状況や、自治体により認定基準が異なる現状を踏まえると、効率的な障害者控除事務には、当市のような介護保険システムとの連携に留まらず、多様な実務事例・ノウハウの共有が欠かせないものと考ええる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

市町村実務担当者会議等により自治体の横連携は行っているところであるが、障害者控除認定実務に係る全国の多様かつ具体的な実例・ノウハウ等を国から広く周知・共有いただくことは、自治体の障害者控除認定事務見直しにも繋がり、自治体の事務負担や行政コストの削減はもとより、市民の負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考ええる。

根拠法令等

所得税法第 79 条、所得税法施行令第 10 条、地方税法第 23 条、第 34 条、第 342 条の 2、地方税法施行令第 7 条、第 7 条の 15 の 7、第 46 条、第 48 条の 7、高齢者の所得税法上の取扱いについて(昭和 45 年 6 月 10 日 付け厚生省社会局長通知)、高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて(平成 14 年 8 月 1 日 付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課・老健局総務課通知)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、西尾市、大阪市、堺市、大野城市

○当課では障害者控除の認定を行う担当課に要介護認定の調査票や主治医意見書を紙媒体で提供しているため、システムを連携すれば紙媒体でのやり取りが不要になり、業務を効率化できると思われる。

○当市では市民の申請主義としているが、事務の効率化を図る観点から来庁不要で認定書を発行している自治体もあり、障がいと同程度であっても、居住地によって受けられる行政サービスに差があるほか、自治体の事務も十分に効率化されているとは言い難い状況となっている。

○当市において、障害者控除認定の基準を設けているが、自治体によって認定基準が異なることもあり、それによって税の算定に不公平が生じることになる。本提案にあるとおり、認定事務の事例等を広く共有されることで、自治体職員の事務負担軽減はもとより、市民の申請手続きに係る負担軽減や居住地によらない公平なサービス提供に繋がるものと考えます。

各府省からの第 1 次回答

所得税及び地方税上の障害者控除の認定事務については、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)を参考に実施いただいているところ。

当該事務の事例の周知については、自治体における当該事務の実施方法を把握しつつ、その方法について検討して参りたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

当該事務の参考として、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)(以下、事務連絡)があることは承知しているが、事務連絡の発出から 20 年以上が経過しており、また、近年はマイナンバーによる情報連携や、AI の活用、自治体システムの標準化など、デジタル技術等による自治体の業務効率化も進められていることから、全国の多様な事務事例等を参考に、事務連絡の補完またはアップデートを図ることは、効率的かつ効果的な当該事務の在り方を検討する上で、重要な取組と考える。

当該事務の事例の周知にあたっては、可能な限り速やかな実施に努めていただくとともに、自治体の回答の単なる周知・横展開とせず、回答の要点や特徴的な取組等を具体的かつ分かりやすくとりまとめていただくなど、その展開方法に特段のご配慮をいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第 2 次回答

所得税及び地方税上の障害者控除の認定事務については、「高齢者の所得税、地方税上の障害者控除の取扱いについて」(平成 14 年 8 月 1 日付厚生労働省事務連絡)を参考に実施いただいているところ。

当該事務の事例の周知については、自治体における当該事務の実施方法を一斉通知・調査システムの使用などによって把握すると共に、優良事例を収集し、周知を行って参りたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	167	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	12_その他

提案事項(事項名)

国庫金振込通知書のオンライン化

提案団体

高松市、福島県、江南市、丸亀市、三豊市、多度津町、沖縄県、香川県後期高齢者医療広域連合

制度の所管・関係府省

デジタル庁、財務省

求める措置の具体的内容

支出官事務規程第 37 条に定める、国庫金振込通知書のはがき送付について見直しを行い、デジタル技術を活用した、下記【1】または【2】等の送付方法への変更を求める。
【1】電子メール(会計管理者部門の代表メール宛)による通知
【2】調査・照会(一斉調査)システムを利用して各会計担当宛の通知

具体的な支障事例

当市では、国からの補助金などを受け入れる際に、収納金の内容(科目、所属)を確定させて、入金日当日までに、市の収納金システムへの消込作業を行う必要があるが、国から届く「国庫金振込通知書」が、入金日の数日後に郵送で届いている状況である。

そのため、消込事務においては、国庫金振込通知書の記載内容を利用できず、指定金融機関から受け取る入金内容の通知(国庫金の振込元の県名又は省庁名と金額のみ記載)をもとに行っているが、通知書に記載のある「支払事由」が不明のため、消込作業に係る業務負担が大きく、非効率な作業が発生している。

様々なデジタル化が進んでいる中で、「国庫金振込通知書」についてもデジタル技術を活用した送付方法にした方が迅速に情報を受け取れ、全国の各自治体でも有効活用できる。

【消込作業に係る具体的な業務負担と非効率な作業】

国庫振込通知書が入金時点で未着のため同通知書に記載されている「支払事由」が不明であることから、事前に各課から出納室へ提出されている国庫支出金の消込用帳票(予算科目及び入金予定額等の収納情報)の金額が実際の収納金額に満たない場合、以下のような作業が生じる。

①まず、県会計課に当該不合致額の国庫支出金がどの省庁のものかと支払事由を聞き取る。支払事由から該当課が推定できる場合はその課に問い合わせて確認する。ここで県から聞き取りする支払事由は、市が申請の際に使用する名称(当市の事業名)と異なることが多いので該当課の特定は難しいことが多い。

②①で該当の消込帳票を作成すべき課が特定できなかった場合、庁内用オンライン掲示板等によって全課に対して、「不合致額及び入金の省庁名と聞き取りした支払事由」を発出し、心当たりのある課はどの課のどの予算科目であるかの情報を早急に(入金の翌日 10 時まで)に出納室へ連絡し、消込用帳票を作成して出納室に提出するよう伝える。これを受けて該当課が消込用帳票を作成して出納室に持参して(出先の部署の場合は出納室が代理で帳票作成)、やっと消込作業ができる。

③万が一②の期限までに当該不合致額の原因となる国庫支出金が特定できなかった場合(特定に時間がかかりどの課からも申出がなかった場合)は、一旦歳計外現金として消込を行い、その後、消し込むべき予算科目が判明した時に振替処理により、正式な科目として執行している。

以上③の段階までいくことは年に数回であるが、①及び②の過程は、特に国庫支出金の集中する3月から5月にかけては頻繁に生じている。

国庫金振込通知がオンライン化され、入金日までに通知があれば、①の県への照会の手間は不要になり、出納

室は通知をもとに、時間の余裕をもって入金日前に確認作業を行うことができ、③の歳計外に一旦入金して振替するといった手間が削減できる。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

令和5年1月に実施した独立行政法人情報処理推進機構(IPA)、デジタルアーキテクチャ・デザインセンター(DADC)による、企業間取引のデジタル化状況に関する調査結果 47、48 ページに、国庫金振込通知の記載内容の利用状況について、利用していない割合が 67.5%であり、通知の記載内容を消込事務に利用しない理由について2番目に多い理由として、「国庫金振込通知が郵送される時期が入金タイミングよりも遅いため」となっており、書面通知の利用実績は低く、企業にとっても使い勝手の悪い制度になっており、デジタル技術活用した通知に見直すことが望まれる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

デジタル技術を活用した通知を行うことで、情報提供が迅速化され、入金の消込作業の業務負担が大幅に改善されるとともに、国におけるペーパーレス、経費（郵送料）の節約につながる。

根拠法令等

支出官事務規程第 37 条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

岩手県、ひたちなか市、相模原市、福井市、浜松市、名古屋市、小牧市、熊本市

○当市においても、入金日から通知がくるまで該当課が判明できないことがあり、速やかな収入処理を妨げている。デジタル技術を活用した通知にすることで、スムーズな収入事務を行うことが出来る考える。

○県を通じて、多くの国庫補助金が入金されるが、担当課が事前に該当の納付書を会計課へ提出していない場合、担当課を特定するため、県に入金の件名を確認することが月に数回以上ある。国庫金振込通知書が電子化され、振込日当日の午前中までに通知される運用になると、県へ件名を確認する手間を省くことができる。

○当県でも、年度末から年度始めは振込件数が多く発生する中、入金時点で国庫金振込通知書が未着であるため、収入金の特定に時間を要し、指定金融機関の営業時間内に処理できないことがある。また、期限までに収入金を特定できなかった場合には、当県でも一旦歳計外現金として消込処理を行い、その後、振替処理を行っており、提案団体同様にデジタル技術を活用した通知により、入金日前の情報提供を希望する。

○同様に「国庫金振込通知書」が入金日の数日後に届いているため、各担当課からの納付書持込みにより収入の処理を行っている。

各府省からの第1次回答

国庫金振込通知書については、振込の対象となる全ての債権者に対して送付する通知であり、対官公庁のみならず全国の一般債権者に対する影響・課題等の整理も必要である。

御意見を踏まえ、今後、円滑な会計事務の実現に向けて提案内容に係る課題整理や実現方策について、検討してまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案については、地方公共団体宛と一般債権者である私人宛を比較した場合、以下のような事情があることから、まず地方公共団体への国庫金振込通知書についてご対応いただくことが重要かつ容易であると考えます。

(1) 国庫金収納件数が少ない私人と異なり、地方公共団体は、年間を通じてほぼ毎日、国庫金振込通知を受け取る機会があること。

(2) 地方公共団体と国の間に「一斉調査システム」が構築されており、郵便によらずとも、通知できる手段が確立されていること。

また、この提案が実現することにより、国からの情報提供が迅速化され、自治体の入金の消込作業の業務負担が大幅に改善され、ペーパーレスにもつながることから、引き続き、検討をお願いしたい。

各府省からの第１次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

行政手続のオンライン化やデジタル基盤の統一化・共通化など、デジタル技術の活用によって住民サービスの向上および地方公共団体の業務効率化が図られるよう、本提案の実現に向けて特に積極的な検討を求める。あわせて、提案の実現にあたっては、国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会と必要な連携を図ることを求める。

【全国町村会】

提案団体の意見を十分に尊重し、積極的に検討していただきたい。

各府省からの第２次回答

御意見を踏まえ、今後、円滑な会計事務の実現に向けて提案内容に係る課題整理や実現方策について、検討してまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	243	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の申請における施設区分の見直し・簡素化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることを求める。

具体的な支障事例

【支障事例】

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金・医療施設等災害復旧費補助金の対象施設では同一敷地内、同一建物内で複数の医療・福祉サービスを提供することがあるが(特別養護老人ホームと老人短期入所施設、障害福祉サービス事業所と児童発達支援事業所と放課後等デイサービス事業所、病院と介護医療院など)、これらの補助金の協議・査定・交付申請・実績報告においてサービスごとに金額を分けて提出することを求められており、事業者と自治体双方にとって負担が大きい。

【支障の解決策】

「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」別表1の「別に定めるそれぞれの施設ごとに」という条件を「同一敷地ごとに」に改めることで、書類作成に必要な事務負担が大幅に軽減される。なお、厚生労働省とこども家庭庁など複数の省庁にまたがる場合、国の予算上補助要綱が分かれている場合、補助対象サービスと補助対象外サービスが同一建物内にある場合など、金額の按分が必要な場合は、見積内訳書の項目毎に分けさせている現在の運用のほか、最終金額を床面積や定員で按分するといった、精緻ではなくとも合理的な方法での按分も認めていただきたい。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

申請者にとって書類の作成が難しすぎ、県が手伝わないと国への提出書類が整わない事例が多数あった。多数のサービスを実施している施設はどの範囲が補助対象となる施設かややこしく、後で対象外だったと発覚した事例があった。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請者、申請者をサポートする県、査定を行う国(厚生局と立ち合いする財務局)の事務負担の軽減及び業務効率化につながる。
また、被災県を支援する他自治体職員の事務負担の軽減につながる。

根拠法令等

内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金要綱、保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金要綱、医療施設等災害復旧費補助金交付要綱

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、宍粟市、山口県、高知県

○児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金の手続きにあたり、同一事業所内にて複数のサービス（保育所及び一時預かり事業所）を提供していたため、サービスごとに金額を分けて算出した上で手続きを行う必要があり、業者及び自治体双方にとって負担が大きい。

各府省からの第1次回答

【こども家庭庁】【厚生労働省】

3府省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、ご提案の「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領」に基づいて実施していたところであるが、現在は「こども家庭庁所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年5月制定）」、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（令和6年6月制定）」に基づいて実施しているところである。

本調査要領においても施設ごとに実地調査報告書を記入することとしているが、施設によって補助対象の範囲や補助率が異なることや、施設ごとの被災状況を的確に把握し原状回復に要した費用に対して適正に財政支援していく観点からも引き続き施設ごとに対応していく必要があると考えている。

一方、同一敷地内、同一建物内に複数の施設が復旧対象施設として含まれる場合、それぞれの施設ごとに金額を按分する必要があるが、状況に応じて床面積や定員で按分する方法を認めている事例もあることから、それぞれの交付要綱で規定している内容を踏まえながら、事務負担が軽減できるような方法を検討して参りたい。

【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省所管の補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査は、従前は「内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領（昭和59年9月7日付蔵計第2150号）」に基づき実施されていたが、こども家庭庁は令和6年5月、厚生労働省は令和6年6月、それぞれ制度の所管庁として新たに調査要領を制定し実施している。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、それぞれの調査要領の取扱いについて検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での申請者側に配慮した事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

協議額の算定は、1件につき、事業者や国とのやりとりで2週間程度を要することもある。とくに複合施設においては、施設区分が細かく設定されていたり、補助率が施設ごとに異なっていたりするため、書類の作成が煩雑となり自治体及び事業者にとって事務負担となり、迅速な災害復旧の妨げになっている。

このような実態を踏まえ、施設ごとに災害復旧費を算定する場合であっても、事務の簡素化を図るため、例えば、複合施設が社会福祉施設である場合は所管が異なる場合であっても補助率を揃える、さらには、給水管工事や天井壁紙張替えなど工事内容ごとにかかった費用を施設ごとに按分する方法ではなく、全工事にかかる費用を施設ごとに按分する方法を認める等、既存の要領や要綱の中での運用にとどまらず見直しを検討いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

【こども家庭庁】【厚生労働省】

施設区分は各施設の目的や機能を踏まえて法令等に基づいて区分されており、被災施設の災害復旧費算定にあたっては、施設ごとの被災状況を的確に把握し、災害復旧に要した費用に対して適正に財政支援を実施する必要があると考えている。

こうした前提のもと、特に同一敷地内、同一建物内で複数の対象施設がある場合における災害復旧費算定等の事務が煩雑になっているというご意見を踏まえ、自治体及び事業者における書類作成の事務負担を軽減する方法を引き続き検討してまいりたい。

【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省が所管する補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、それぞれ主務省が制定する調査要領に基づき実施されていることから、主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、それぞれの調査要領の取扱いについて検討が行われているものと承知している。財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	244	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	03_医療・福祉

提案事項(事項名)

大規模災害時における社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等の緩和措置のルール化

提案団体

石川県、神奈川県

制度の所管・関係府省

こども家庭庁、財務省、厚生労働省

求める措置の具体的内容

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金に係る手続き等において、国土交通省や農林水産省の大規模災害時における災害復旧事業査定方針のように、緩和措置に関するルールをあらかじめ定めておくことを求める。

具体的な支障事例

令和6年能登半島地震では、社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金・児童福祉施設等災害復旧費国庫補助金・保健衛生施設等災害復旧費国庫補助金において、被害の甚大さや被災自治体からの要望により、以下の措置が適用されたが、当該措置が適用されるまでは従前どおりの対応をとっていたことにより、例えば、被害件数が多いため、見積もりを断られることなど、復旧工事の着手が遅れる要因となった。

- ・協議期間の延長措置(30日→60日)※発災から18日後
- ・机上査定基準額の段階的な緩和 ※発災から約5ヵ月後以降複数回
- ・補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用 ※発災から約5ヵ月後
- ・見積り数の緩和(複数必須→一定の条件のもと1者可)※発災から約5ヵ月後
- ・保育所の下限額の引き下げと協議期間の延長 ※発災から約5ヵ月後
- ・一定の条件のもとでのリモートによる机上査定 ※発災から約9ヵ月後

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

事業者は被災後すぐ復旧にとりかかりたいが、どれくらい待てばどこまで緩和措置が適用されるかわからず、待っているうちに工事業者の予定が詰まってしまう、復旧工事の着手が遅れた。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

緩和措置が事前にルール化されることにより、災害復旧の迅速化が図られる。

根拠法令等

令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(内閣府こども家庭庁及び厚生労働省所管補助施設)(令和6年4月25日付財計第2497号)、令和六年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費実地調査要領の取扱いについて(厚生労働省及びこども家庭庁所管補助

施設) (令和6年4月 25 日付事務連絡監査第1号)、令和6年能登半島地震による災害に係る児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和6年5月 13 日付成事第 467 号、こ支総第 48 号)、令和6年能登半島地震による災害により被災した施設に係る内閣府、厚生労働省及び環境省所管補助施設災害復旧費のリモートによる机上調査について(厚生労働省所管補助施設) (令和6年8月 28 日付大臣官房会計課長事務連絡)

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

川崎市、大阪府、兵庫県、奈良県、山口県、高知県

—

各府省からの第 1 次回答

【こども家庭庁】【厚生労働省】

これまでの災害を踏まえ、手続きの緩和措置についての対応を行ってきたところであり、お示しいただいた「具体的な支障事例」の緩和措置のうち、「補助下限額を施設区分ごとではなく敷地ごとに適用」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧費実地調査要領(令和6年6月 21 日会発第 0621 第1号)」等により、「保育所の下限額の引き下げ」については、「児童福祉施設等災害復旧費国庫補助の協議について(令和5年6月 20 日成事 333 号)」により、「一定の条件のもとでのリモートによる机上査定」については、「厚生労働省所管補助施設災害復旧のリモートによる机上調査について(令和6年8月 28 日大臣官房会計課長事務連絡)」等により、災害の規模によることなく同様の措置を可能としたところである。

引き続き、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際の事務簡素化の可能性について検討を進めていきたい。

【財務省】

こども家庭庁及び厚生労働省が所管する補助施設災害復旧費算定の基礎となる調査については、それぞれが制度所管庁として制定している調査要領に基づき実施されている。

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、大規模災害時における手続きの簡素化に関する検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

大規模災害においては、被害件数も多くなることから補助金の申請も多くなり、事務負担が増大する。また、見積業者への依頼も増えるため、見積書の入手が困難となるケースもある。

こうした実情を踏まえ、被災地の災害復旧の着手に遅れが生じないよう、大規模災害が発生した際には、直ちに事務簡素化や緩和措置等を適用していただくことで、自治体及び事業者双方の負担軽減になるため、協議期間の延長や机上査定額の段階的な緩和、見積者数の緩和について事前のルール化を改めて求める。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

提案の趣旨を考慮した積極的な検討を求める。

各府省からの第 2 次回答

【こども家庭庁】【厚生労働省】

現場の実態を踏まえ、事前ルールを定めることによるメリット・デメリットを考慮した上で、被災地の災害復旧の早期着手のために必要な対応について、引き続き検討してまいりたい。

【財務省】

主務省において、地方公共団体の事務の簡素化のため、大規模災害時における手続きの簡素化に関する検討が行われているものと承知しているが、財務省としては、適切な範囲での事務の簡素化とともに災害復旧事業がどの被災現場においても適正・公平かつ迅速に行われるよう、主務省とも必要な調整に努めていきたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	328	重点募集テーマ	○(デジタル化(4 以外))	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

空き家の発生を抑制するための譲渡所得税の特例措置における提出書類の見直し

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

租税特別措置法第 35 条第 12 項に基づく同法施行規則第 18 条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)に規定する書類(被相続人居住用家屋等確認書(以下「確認書」という))の交付のための提出書類のうち、原則コピー不可とされている書類について、コピーやスキャンデータでも可とすることを求める。

具体的な支障事例

【現行制度について】
確認書の交付のために必要な提出書類のうち、除票住民票、相続人の住民票、土地及び建物の登記事項証明書は「原則コピー不可」とされている。

【支障事例】
「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。

【制度改正の必要性】
自治体・申請者双方にとって手続きに係る時間が増大する要因になっている。
年間の交付件数が 500 件を超えている当市においては文書の保管自体が負担となっている。

【支障の解決策】
コピーやスキャンデータでも可とすることで自治体・申請者双方の支障が解消すると考える。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

持参又は郵送の必要があり、時間及び郵送料が掛かる。また、不備や不足が生じることが多いため、申請者に複数回にわたり持参の時間や郵送料の負担を強いることもある。
登記簿謄本は税務署へも提出する必要があるため、申請者は手数料を二重に負担することになる。
住民票などは原本還付を希望される方がいる。

制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

申請手続きの電子化やメールでの書類受領が可能になることによる利便性・迅速性の向上につながる。
書類取得や提出にあたっての申請者の時間的・費用的な負担軽減につながる。
自治体における文書保管場所が削減できる。

根拠法令等

租税特別措置法第 35 条第 12 項、租税特別措置法施行規則第 18 条の2第2項第2号のイ(3)、同号ロ(3)及び同号ハ(3)
平成 28 年4月1日付国土交通省通知「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、いわき市、越谷市、八千代市、飯田市、浜松市、豊橋市、稲沢市、寝屋川市、特別区長会

○事例は少ないが、見直しが行われれば事務負担の軽減となる。
○「原則コピー不可」とされている書類があることから、申請受付や決裁事務、文書の保管に際しての電子化の支障となっている。また、遠方に居住する所有者は不足書類等がある場合、再度証明書等を取得し、郵送等する必要がある、申請から交付までかなりの時間を要することもあり、確定申告の申請期限内に事務を完了することに苦慮している。

各府省からの第 1 次回答

確認書の交付のために必要な提出書類については、税制措置を受けるための公的な書類として、偽造等不正の手段によることがないよう、原則として原本の提出を求めているところであるが、確認書を交付する市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取扱いルール等に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではない。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた提案団体からの見解

確認書の交付のために必要な提出書類は租税特別措置法等で定められているほか、「相続又は遺贈により取得した被相続人居住用家屋及びその敷地等の譲渡に係る所得税及び個人住民税の特例措置の適用に当たっての要件の確認について」(平成 28 年4月1日国土交通省住宅局住宅経済・法制課長及び住宅総合整備課長通知)において、交付した確認書の写しと提出書類を7年間保存することが明文化されている。各市町村の取扱いで整理するとしても、申請手続の代理や補助をする専門家等は、複数の市町村にまたがって手続をする機会があると考えられることから、市町村ごとに運用が著しく異なることは望ましくない。
コピーやスキャンデータによる書類提出や交付後の書類保管が許容されるのであれば、確認事務を行うに当たって支障がないと判断できる範囲等を含めて、通知や必要な書類の一覧表等を改正等の上お示しいただきたい。

各府省からの第 1 次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】
提案内容が現行制度下において対応可能であるならば、十分な周知を行うこと。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点（重点事項）

まずは管理番号 52 について、市区町村による確認自体を不要とすることの検討を進めていただきたい。
なお、現行制度を前提とした課題として、「各市町村の判断で添付書類のコピーやスキャンデータによる提出を認めることも否定されるものではない」との回答について、当該解釈を明確化する通知等の発出は可能か。

各府省からの第 2 次回答

各市区町村において、確認事務を行うに当たって支障がないと判断し、各市区町村の文書の取り扱いルール等

に照らしても支障ないと判断できるようであれば、添付書類のコピーやスキャンデータによる提出も否定されるものではないと考える。

一方で、市区町村によっては、他の公文書の取扱いとの整合上、コピーやスキャンデータをもとに確認書の交付を行うことにためらいがある場合等も考えられるため、各市区町村における文書の取扱いにおける裁量を阻害しない形で、解釈明確化が可能かについて、慎重に検討を進めてまいりたい。

令和7年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省 第2次回答

管理番号	339	重点募集テーマ	×	提案区分	B 地方に対する規制緩和
				提案分野	09_土木・建築

提案事項(事項名)

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した財産の売却益を市町村に帰属させること

提案団体

指定都市市長会

制度の所管・関係府省

法務省、財務省、国土交通省

求める措置の具体的内容

市町村長が空き家空き地対策として管理命令を請求した事件について、管理人が供託した、その財産の管理、処分その他の事由により生じた金銭(その財産の売却益)について、統治権を有している市町村に帰属する制度を求めたい。

具体的な支障事例

当市では、空き家・空き地の所有者の所在が分からない場合や相続人が全員放棄して所有者がいなくなった場合に、地方裁判所に対し、所有者不明土地建物管理命令(以下、「管理命令」という)の請求を積極的に行っている。

所有者不明土地建物管理人(以下、「管理人」という)が、当事者に代わって財産の管理や処分を行うが、その財産の管理、処分その他の事由により金銭(その財産の売却益)が生じたとき、管理に要する費用、管理人の報酬を除き、供託所に供託することとなっている。

この供託された金銭は、供託物払渡請求権(取戻請求権及び還付請求権)の時効が完成し、供託官が歳入納付手続を行うと、国庫に帰属されることになる。

管理命令の請求に際し、申立人である当市は、裁判所に管理人の管理に要する費用、管理人の報酬に充てられる費用を予納金として納めなければならない。

予納金については、一旦、裁判所に納めた後、対象となる土地建物が売却された場合は、売却益を解体などの管理行為により生じた費用に充てることができるため、その全部又は一部が返還される。

管理命令の請求対象が、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家であり、価値が乏しく、売却益が出る事件はまれであるため、予納金が返還されることなく、当市の負担となっていることが大半である。一方、売却益が生じた事件については、供託を経て国庫に帰属することになり、当市へ還元されることはない。

地域住民や事業者等の具体的な意見・要望、支障事例等

—

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

本制度は、市町村長には特例(所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法)で管理命令の請求権限が与えられているが、本来、利害関係人(債権者や購入希望者、損害を被った被害者(損害賠償請求権を有するもの))であれば管理命令は請求できることとなっている。

しかしながら、所有者の所在が分からないあるいは相続人が全員放棄している空き家について、利害関係者が

申立てる事件はほとんど見受けられず、市町村長が申立てを行う方法しかその空き家は解決されないのが現状である。

また、接道状況が悪いなど売却益が出ない事件は、道路幅が狭く隣接者とも近接しているため、そのまま放置すれば周辺住民へ悪影響を及ぼす可能性が高く積極的に進めなければならないが、地方自治体の財政上の観点からは予納金が返還される事件を優先する必要がある。

売却益を有効に使うことができれば、市町村長による申し立ての財源の負担が軽減され、空き家問題解決に寄与する効果があると考ええる。また、売却益を、管理命令申し立ての財源だけでなく、そもそもの空き家空き地対策費用全般に使うことができれば、迷惑空き家の減少に寄与する施策も進めることができ、市町村の活性化につながる。

根拠法令等

民法の時効制度の帰結であるため、直接規定した条文はない。

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

花巻市、佐倉市、八千代市、浜松市、田辺市、高松市、特別区長会

○当市としても、財産管理制度を活用した空き家の解消に取り組んでいるが、制度を活用する空き家の残余財産は少ないと考えており財源負担の軽減には繋がらない。

○当市では、空き家所有者の相続人が全員放棄している場合、家庭裁判所に対し、相続財産清算人（以下、「清算人」という）の選任申し立てを行っている。清算人は相続財産の清算（財産の処分及び債務の弁済等）を行う。清算後の残余財産については、予納金の返還に充てられた後、国庫へ帰属される。提案団体と同様、売却益を地方自治体における空き家対策の財源に充てることができれば、空き家問題の解決に向けた施策の推進につながると考える。

○当市においても空き家対策の手法の一つとして所有者不明土地建物制度を利用したことがあったが、残余財産が出て予納金以上の返金がないため、取組件数を重ねれば重ねるほど財政負担が大きくなり積極的に進めることができない。空き家対策、所有者不明土地建物問題を解決するのであれば、申し立てた自治体または統治権の分有する自治体への帰属制度を創設していただきたい。

○将来的に空き家対策の推進が図られる。

各府省からの第1次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者不明状態となっている土地・建物の適切な管理の実現を図ることにあり、その売却益を申し込みに帰属させることをそもそも意図した制度ではない。

このため、提案のような市町村長が所有者不明土地・建物管理命令の請求をする場合に限り、売却益が地方公共団体に帰属するとする措置を設けることは、上記の制度趣旨との整合性や、市町村長以外の者が申し立てた場合との公平性等を踏まえて、極めて慎重な検討が必要である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

所有者不明土地・建物管理制度は、所有者不明土地・建物の円滑かつ適切な管理を実現し、適正な利用を図るために設けられた制度であるが、この適切な管理の実現には、第三者に売却することが最も適切であると認められる場合も想定されている。

また、管理命令の請求権は、利害関係人に加えて特例で市町村長にも付与されている。これは市町村長を公益の代表者として位置付けたことによるものである。前者は当該土地から被害を受ける隣接者等、自己の権利利益の観点から申し立てを行うのに対して、後者は防災上の必要性等、広く地域のまちづくりの観点から申し立てを行っており、市町村長に請求権が付与された趣旨は、利害関係人とは異なる。

現に地域の良好な生活環境の維持のために、周辺に悪影響を与える土地・建物について、市町村長は予納金を回収できない場合でも公費を投入して申し立てを行うか、申し立て自体ができずに放置せざるを得ない市町村が多い状況である。なお、回収できない予納金等に対する財源措置があるが、補助率は1/2であり、建物解体費用を要する案件については、市町村の負担が大きい。

以上から、供託後の売却益を市町村に帰属させる制度を設けたとしても、既に売却によって土地建物の適切な管理が実現しているため、本制度の趣旨に反するものでなく、むしろ市町村長による本制度の活用が進み、所

有者不明土地建物の適切な管理・利用という本制度の目的が果たされると思料する。また、市町村長の公益の代表者としての性格を踏まえれば、その他申立人との公平性を害さないとする。なお、仮に公平性等に疑義が生じうるのであれば、帰属した売却益の用途を限定することに異論はない。

各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

【田辺市】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は充分理解しており、空家対策を進める上での地方分権提案である。第1次回答は単に制度の法解釈を述べているだけであり、提案趣旨に沿った空家特措法第29条の観点からの回答を期待する。

【高松市】

相続人不在の空家や所有者不明土地については、そこから発生する損害についての明確な責任の所在が法令に規定されておらず、ある日突然崩れた空き家により被害を受けたが、その責任を請求する相手方が存在しないといった事態は、今後必ず大きな問題となるので、地方自治体が積極的に対応を行えない現在の構造的な課題を解決する方針を示してほしい。

【特別区長会】

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、回答の通りである。

一方、このまま売却益を申立人に帰属させないとすると、申し立てれば立てるほど市町村の人件費がかさむことになる。また、一部補助金で補填されているとはいえ、印紙代等は返還されず、市町村の持ち出しとなっている。具体的な解消策としては「所有者不明土地解消の促進を理由に、整合性、公平性について整理し制度改革を目指す」「国庫に帰属するため、国が申し立てる」のいずれかが考えられる。

所有者不明土地は増加の一途をたどると予想され、現行の制度では問題を解消できないことについて、「では、どうすべきか」を考えていただきたい。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

—

各府省からの第2次回答

所有者不明土地・建物管理制度の趣旨は、所有者の所在等が不明な土地・建物について適切な管理を実現することにあり、当該土地・建物の売却代金の所有権は飽くまで当該土地・建物の所有者に帰属しているから、これを地方公共団体に帰属させる旨定めることは、土地・建物の所有者の財産権(憲法第29条)を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であるとする。

土地・建物が売却された場合には、管理人による管理を継続する必要があることがあるため、管理人の職務の合理化の観点から、売却代金を供託所に供託することで、管理を終了することを可能としているが、かかる供託も飽くまで土地・建物の所有者のためにされるものであり、その供託金還付請求権は土地・建物の所有者に帰属しているため、この供託金還付請求権を地方公共団体に帰属させることも、同様に、土地・建物の所有者の財産権(憲法第29条)を侵害するおそれがあり、これを正当化するのは困難であるとする。

また、供託金還付請求権が時効により消滅した場合には、供託金を還付する必要がなくなり国庫の収入となるが、これは供託所が国の機関であるが故に結果的にそうなるにすぎないものであり、制度として売却代金を国庫に帰属させているわけではない。

したがって、この供託金を地方公共団体に帰属させる旨定めることも困難である。